別表十七㈢の四付表一の表中

適格分割等の別：適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格現物分配・適格事後設立 適格分割等の日：　・　・ 分割承継法人等の名称：	適格分割等の別：適格分割・適格現物出資・適格現物分配 適格分割等の日：　・　・ 分割承継法人等の名称：

を

に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の８第７項（適格分割等が行われた場合にないものとされる課税済金額）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の92第７項（適格分割等が行われた場合にないものとされる個別課税済金額）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七㈢の四付表一の記載要領第一号中「平成22年旧措置法第66条の８第３項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。以下この号において「平成22年改正法」という。）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成22年旧措置法」という。）第66条の８第３項」に改め、同第四号中「（平成22年旧措置法第66条の９の４第５項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）において準用する平成22年旧措置法第66条の８第６項の規定の適用を受ける場合を含む。）」及び「（平成22年旧措置法第68条の93の４第５項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）において準用する平成22年旧措置法第68条の92第６項の規定の適用を受ける場合を含む。）」を削る。

別表十七㈢の五の記載要領第二号を次のように改める。

3　「請求権勘案直接保有株式等の保有割合　⑽」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　内国法人が租税特別措置法第66条の８第８項に規定する外国法人から同条第１項に規定する剰余金の配当等の額を受けた日又は連結法人が同法第68条の92第８項に規定する外国法人から同条第１項に規定する剰余金の配当等の額を受けた日が平成24年４月１日前である場合には、配当事業年度（同法第66条の８第11項第１号に規定する配当事業年度をいう。第５号及び第８号において同じ。）終了の時における租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第105号）による改正前の租税特別措置法施行令第39条の19第８項（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等）に規定する割合又は配当連結事業年度（同法第68条の92第11項第１号に規定する配当連結事業年度をいう。第５号及び第８号において同じ。）終了の時における同令第39条の119第８項（特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等）に規定する割合を記載すること。

⑵　内国法人が租税特別措置法第66条の８第８項に規定する外国法人から同条第１項に規定する剰余金の配当等の額を受ける日又は連結法人が同法第68条の92第８項に規定する外国法人から同条第１項に規定する剰余金の配当等の額を受ける日が平成24年４月１日以後である場合には、租税特別措置法施行令第39条の19第８項に規定する直近配当基準日における同項に規定する割合又は同令第39条の119第８項に規定する直近配当基準日における同項に規定する割合を記載すること。

別表十七㈢の五の記載要領第五号⑴中「（租税特別措置法第66条の８第11項第１号に規定する配当事業年度をいう。以下この号及び第８号において同じ。）」及び「（同法第68条の92第11項第１号に規定する配当連結事業年度をいう。以下この号及び第８号において同じ。）」を削り、同第九号中「連結法人が同法」を「連結法人が租税特別措置法」に改める。

別表十八の一の記載要領第１号中「連結中間申告」の次に「（法第81条の19第１項（連結中間申告）の規定による申告書の提出をいう。）」を加え、同第五号を次のように改める。

5　「納付すべき法人税額」の欄は、連結親法人が法第81条の19第１項（第１号イ又はロに係る部分に限る。）又は第２項から第６項までの規定の適用を受ける場合には、別表十八の二付表一「17」の金額を移記すること。

第明治二十三種郵便物認可